

東京都外来対応医療機関設備整備費補助金交付要綱

(制定) 令和4年7月11日4福保感事第1451号
(改正) 令和4年7月27日4福保感事第1765号
(改正) 令和4年9月14日4福保感事第2412号
(改正) 令和5年4月20日5福保感事第233号
(改正) 令和5年6月8日5福保感事第371号
(改正) 令和5年7月31日5保医感二第171号

第1 目的

この要綱は、東京都外来対応医療機関設備整備事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づいて行う東京都外来対応医療機関設備整備費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項について定め、事業の適切な運営を図ることを目的とする。

第2 事業内容

感染症発生時に発熱患者等の診療又は検査を行う診療所が、通常医療と感染症医療を両立するため、新たに医療資器材の設備を整備する際の費用を補助する。

第3 補助対象経費

この補助金の対象となるのは、診療所が、診療所内のゾーニングの実施を目的に、通常医療と感染症医療を両立するために新たに設置する医療資器材を購入するのに要する経費とする。ただし、都が別に定める日までに整備が完了している設備に限る。

第4 補助金額の算定

この補助金の対象とこの補助金の交付額は、次の各号の金額を比較していずれか少ない方の額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表第1欄に定める補助基準額
- (2) 別表第2欄に定める補助対象経費の実支出額

第5 補助上限額

1 診療所当たり、1,000千円とする。

第6 補助金の交付申請

この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ交付申請書（第1号様式）を知事の定める日までに提出しなければならない。

第7 交付決定及び通知

知事は、第6の規定による補助金の交付の申請があったときは、申請書及び関係書類の審査並びに必要な応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは、第9に掲げる事項を条件に補助金の交付を決定するものとし、その内容を申請者に通知する。

第8 変更申請手続

申請者は、この補助金の交付決定後の事情変更により申請の内容を変更して追加交付申請を行う場合には、第6に定める規定に従い、あらかじめ知事が指定する日までに変更の申請を行うものとする。

第9 交付の条件

この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

1 事情変更による決定の取消等

- (1) 知事は、この補助金の交付決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。
- (2) (1)の規定による補助金の交付決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金の交付決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合に限る。
- (3) 知事は、(1)の規定による補助金の交付決定の取り消しにより、特別に必要となった事務又は事業に対しては、補助事業に係る残務整理に要する経費及び補助事業を行うために締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払いに要する経費に係る補助金を交付することができる。
- (4) (3)の規定による補助金の交付額の当該経費に対する割合、その他その交付については、(1)の規定による取消しに係る補助事業についての補助金に準ずるものとする。

2 承認事項

補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、(1)及び(2)に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りではない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し又は廃止しようとするとき。

3 事故報告等

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び状況を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

4 状況報告

知事は、補助事業の円滑適正な執行を図るため必要があるときは、補助事業者をして補助事業の遂行の状況に関し報告させなければならない。

5 補助事業の遂行命令等

- (1) 知事は、補助事業者が提出する報告書、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って執行されていないと認めるときは、補助事業者に対しこれらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。
- (2) 補助事業者が(1)の命令に違反したときは、知事は、補助事業者に対し、当該補助事業の一部停止を命ずることができる。
- (3) (2)の一時停止を命ずる場合において、補助事業者が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を、指定する期日までにとらないときは、知事は、9の規定により当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

6 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、別記第2号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。2の(3)の規定により廃止の承認を受けた場合も、また同様とする。

7 補助金の額の確定等

- (1) 知事は、6の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうか調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知する。
- (2) 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記第3号様

式)により速やかに知事に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。この場合において、知事が当該仕入控除税額の全部又は一部の納付を命じたときは、補助事業者は、これを納付しなければならない。

8 是正のための措置

知事は、7の規定による調査等の結果、補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これらに適合させるための処置をとることを命じることができる。

9 決定の取消

(1) 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

ア 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき又は使用しようとしたとき。

ウ その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの交付の決定に基づく命令に違反したとき。

(2) (1)の規定は、7の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

10 補助金の返還

(1) 知事は、1又は9の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じることができる。

(2) 知事は、7の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じることができる。

11 違約加算金及び延滞金

(1) 知事が9の(1)の規定により補助金の交付の決定の全部または一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

(2) 知事が補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

12 違約加算金の計算

11の(1)の規定により加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

13 延滞金の計算

11の(2)の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

14 他の補助金等の一時停止等

知事は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

15 財産処分の制限

- (1) 補助事業者が補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、(2)に規定する期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反してこれを使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (2) (1)に規定する財産の処分制限期間は、地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）及び減価償却資産の耐用年数用に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数とする。
- (3) (1)の規定により知事の承認を受けて、当該財産を譲渡し、交換し、又は貸し付けた場合において収入があったときは、知事の指定する額を都に納付しなければならない。

16 財産管理

補助事業者は、この補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

17 帳簿及び関係書類の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入、支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該事業の属する会計年度終了後5年間整理保管しなければならない。

第10 申請の撤回

申請者は、第7による交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、交付の決定の通知受領後14日以内に、申請の撤回をすることができる。

第11 補則

この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関しては、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月27日から施行する。

なお、この要綱の施行の際、改正前の様式（別紙を含む。）については、令和5年3月31日までの間、改正後の様式に代えて使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年9月14日から施行し、令和4年7月11日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月20日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年6月8日から施行し、令和5年5月8日から適用する。

なお、この要綱の施行の際、改正前の様式（別紙を含む。）については、令和6年3月31日までの間、改正後の様式に代えて使用することができる。

附 則

この要綱は、令和5年7月31日から施行し、令和5年7月1日から適用する。

なお、この要綱の施行の際、改正前の様式（別紙を含む。）については、令和6年3月31日までの間、改正後の様式に代えて使用することができる。

別表

1 補助基準額	2 補助対象経費
1 診療所あたり 1,000,000円	<p>診療所内のゾーニングの実施等を目的に、通常医療と感染症医療を両立するために新たに設置する医療資器材（HEPAフィルター付空気清浄機、HEPAフィルター付パーテーション、陰圧テント外ゾーニングのために必要なもの等）を購入するために要する経費。</p> <p>医療資器材の単価については、都が別に定めるものとする。</p> <p>ただし、次に掲げる費用を除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 設計その他設置及び工事に伴う事務に要する費用 2 送料、リース料、保守費用、保証経費その他サポート等に関する費用 3 購入時に付与されるポイント還元相当分 4 既存設備の買替・交換等に要する費用 5 既存建物の買収に要する費用 6 他の補助金等の対象となっている費用 7 その他設備整備費として知事が適当と認めない費用